

## 第2回脱炭素アドバイザー資格制度の認定にかかるガイドライン検討会 議事要旨

日時:2023年2月10日(金)12時00分～14時00分

場所:オンライン会議

出席者(敬称略)

<委員>

(座長)竹ヶ原 啓介(株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所 エグゼクティブフェロー兼副所長)

淡路 睦 (一般社団法人全国地方銀行協会会長行 株式会社千葉銀行取締役常務執行役員)

松川 恵美 (一般社団法人 CDP Worldwide-Japan シニアマネジャー)

森本 英香 (一般財団法人持続性推進機構 理事長)

家森 信善 (神戸大学経済経営研究所 教授)

<オブザーバー(組織名のみ)>

経済産業省、中小企業庁、金融庁、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、日本商工会議所、全国商工会連合会、公益社団法人日本青年会議所、一般社団法人金融財政事情研究会、一般社団法人日本カーボンニュートラル協会、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会、株式会社経済法令研究会、銀行業務検定協会、一般社団法人金融検定協会

### 議題

- (1) 制度の概要(振りかえり)(資料1)
- (2) 前回検討会のご意見に基づく論点整理(資料2)
- (3) 論点に基づく類型の再整理 (資料3)
- (4) ガイドラインの内容に係るご説明
  - ① ガイドラインの全体構成(資料4)
  - ② ガイドライン本文(ポイント)(資料5)
- (5) 意見交換

### 開会

議事に先立ち、国定環境大臣政務官より、挨拶があった。

### 座長及び委員並びにオブザーバーの紹介

環境省環境経済課環境金融推進室の稲村室長補佐から座長及び各委員並びにオブザーバーの紹介があった。

次いで、検討会の名称を「脱炭素アドバイザー資格制度の認定にかかるガイドライン検討会」に変更した旨、説明があった。

議題 1 制度の概要(振りかえり)(資料1)

議題 2 前回検討会のご意見に基づく論点整理(資料2)

### 議題3 論点に基づく類型の再整理(資料3)

### 議題4 ガイドラインの内容に係るご説明

### 議題5 意見交換

事務局から上記議題 1～4 に関して資料に基づき説明があり、次いで意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

#### (1) 資格取得者の能力・役割に応じた要件(類型区分)に関する議論

- 前回の議論を踏まえ、類型①であれば金融機関で専門的なコンサルティングに従事する本部人員を想定している等、各類型が対象とするイメージがわかりやすくなった。
- 各類型がまとまって整理されている。今後、脱炭素を推進する大企業に連なるサプライチェーンから対応が急務となってくるため、その流れにおいては当然中小企業も取り組んでいく必要がある。一方で中小企業からすれば相対的に大企業よりも大きな負担を強いられることになる。中小企業の支援においては、脱炭素に関するアドバイスと共に金融機関からのファイナンスが結びつくことが重要であるため、その点において素晴らしい構造になっている。
- 前回までは対象外になっていた類型③が、各方面からの意見を踏まえて認定対象となった点を評価。記載しているイメージのように、各支店の営業職員全員が当該資格を取得することが理想である。

#### (2) 資格取得者の能力・役割に応じた要件(類型区分)に関する議論(各類型の名称について)

- 類型の名称として、案1「脱炭素アドバイザー1種～3種」、案2「脱炭素アドバイザーMaster、Advance、Basic」、案3「脱炭素ストラテジスト、脱炭素アドバイザー1～2級」の3案が示されたが、案1のような1種・2種・3種では、それぞれの名称が異なる趣旨が認識されにくいことや1種と3種のどちらが上位かわからない可能性もある。そのため案2のように各類型のレベル差を明確にしたものの方が良いと思われる。ただし、類型①の名称を「Master」とすることが適切かは議論の余地がある。
- 実務面を考えた際に、多くの金融機関の営業職員の目標となるのは類型①、②であり、類型②の取得者が各営業店のリーダーとして脱炭素化に取り組むことが想定されるが、類型②が「中級」レベルの記載ではリーダーとして内外への説明がしにくいことが想定される。そのため、案3のように類型①と類型②、③で区別することも考えられる。ただし、類型①を「ストラテジスト」とするのが適切かは議論の余地がある。

#### (3) 制度が資格取得者に求める知見の範囲に関する議論

- 中小企業の要望として、「補助金申請」に関する支援を求める声がある。類型③であっても補助金制度に関する知見があると有用かもしれない。一方で現状の補助金制度は各省庁・自治体から異なるものが設けられており一覧化されていないことや、毎年更新されるため全体の把握は難しい。よって、個別の補助金制度の内容についてまで要件とすることは現実的ではない。類型③であれば補助金に関する一般的知識を持つといった整理が考えられる。

#### (4) ガイドライン本文に関する議論

##### ① 目的

- 現状の目的の記載では削減がゴールと読み取られてしまう。脱炭素経営には開示・計測といった取組がま

ず必要となるが、本制度において、その支援を地域金融機関が担う意味を考えると、排出削減ということだけではなく、事業を脱炭素に移行していくためのトランジションファイナンスに言及することも必要ではないかと考える。

## ②不適切な事業者

- 不適切な事業者が参入した際の措置について、規程上、過度に管理監督をすべきではない一方で、法律に触れるような団体には該当しないが、GHG 計測方法をミスリードさせるような事業者も存在する。COP27でも不適切な脱炭素に関する取り組みへの目線が厳しくなっていたため、今後検討が必要になる。

以 上